

# 西濃用水第三期地区 西部幹線水路池田サイホン改修その1工事

## 現場説明事項

### 1. 一般事項

#### 1) 見積に関する事項について

- (1) 本工事の見積の提出は、工事請負変更契約書案、契約変更等協議書及び現場説明指示事項に記載する条件により東海農政局随意契約見積心得(以下「見積心得」という。)に従って行うものとする。

ただし、見積心得第5条第4項については「第2項の見積には、前条に規定する無効の見積りをした者は参加することができないものとする。」と読み替える。

また、郵送、電子契約システム又は電子メールによる見積の場合は、次のことに留意すること。

- ・見積の結果、予定価格に達した見積がないときの再度の見積については、別途、指示するので、契約変更等協議書 4. 変更見積書提出日時に連絡のとれるようにすること。
- ・郵送による見積書の提出については、契約変更等協議書 4. 変更見積書提出日時の前日(前日が行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日の場合は、その直前の開庁日)までに東海農政局会計課事業経理調整係へ必着のこと。ただし提出方法については簡易書留に限る。
- ・電子契約システムによる見積書の提出については、契約変更等協議書 4. 変更見積書提出日時までに完了すること。
- ・電子メールによる見積書の提出については、契約変更等協議書 4. 変更見積書提出日時までに tokai\_nyusatu@maff.go.jp宛送信すること。

- (2) 本工事の見積に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

- (3) 見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(該当金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、見積者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

#### 2) 部分払いについて

(変更なしにつき省略)

#### 3) 工事請負契約書案について

(変更なしにつき省略)

#### 4) その他

(変更なしにつき省略)

### 2. 特別指示事項

#### 1) 一般事項

- (1) ~ (17)

(変更なしにつき省略)

#### 2) 工事概要

特別仕様書(第1回変更)に示すとおり。

#### 3) 工事仕様書(共通仕様書、特別仕様書)

共通仕様書、特別仕様書(第1回変更)に示すとおり。

4) 契約に係る事項  
別紙のとおり

3. 質 疑

現場説明事項に関する質問があるときは、令和8年2月20日17時までに書面（電子メール可）をもって東海農政局西濃用水第三期農業水利事業所工事課長宛に提出すること。

なお、質問があった場合は、令和8年2月20日17時までに書面により回答する。

(別 紙)

## 契 約 に 係 る 事 項

### 1. 工種体系区分等

本工事における工種区分は「管更生工事」、積算体系年月及び適用単価期は「令和7年3月」、共通仮設費率及び現場管理費率の補正に係る施工地域区分は「補正なし」、地域区分は「岐阜(1)」、地区区分は「揖斐」を適用している。

### 2. 資材価格

土地改良事業等請負工事予定価格積算に用いる資材価格(東海農政局公表分)は、以下に公表している。

<https://www.maff.go.jp/tokai/noson/nn/price/index.html>

### 3. 建設資材廃棄物について

特別仕様書第9章3. 建設資材廃棄物等の搬出に記載されている処理施設は、積算上の条件明示であり、処理場を指定するものではない。

### 4. 架空線の防護措置について

架空線の防護措置における防護管設置に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管理者との協議により設置が必要となった場合は、監督職員と協議し、契約変更の対象とする。

### 5. 建設発生土について

特別仕様書第5章5. に示す建設発生土仮置場までの距離は、仮設ヤードから5.0kmを見込んで  
いる。

### 6. 水替工について

下田畑分水工に設置して排水を行うポンプの運転日数については、池田サイホンの滞留水の排水であるため、作業時排水として4日計上している。

### 7. 仮設電気について

本工事が必要となる電力は、作業時運転のポンプ等の小型機類であることから、発動発電機を想定している。

### 8. 仮設照明について

仮設照明設備については、計上していないため、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

### 9. 分水工の整備について

(削除)

### 10. 積算上の工期について

本工事の積算上の工期は、令和7年7月1日～令和8年3月31日(274日間)としている。

### 11. 月標準稼働日数について

本工事の月標準稼働日数は、管路更生工法及び継手補修工については雨天の影響を受けないため19日、その他の作業は雨天の影響を受けるため16日を想定している。

12. 再生砕石を管体基礎工として使用するにあたっての留意事項

特別仕様書「第8章1の8）骨材」の再生クラッシュランを管体基礎工として使用するにあたっては、以下に留意することとする。

(1) 「異物等が含まれていないこと」とは、「目視で異物等が確認できないこと」とする。

(2) 受注者が見本又は資料の提出に際して行う異物等の確認については、本工事現場から40km範囲内の再資源化施設を対象とする。

(3) 見本又は資料を提出し、監督職員の承諾が得られた再生砕石については、「コンクリート用再生骨材H（JIS A 5021）付属書Bの不純物量試験方法」による試験成績書を監督職員に提出するものとする。

なお、試験に要する費用は設計変更の対象とする。

(4) 現地搬入段階における監督職員の立会確認は、現地初回搬入時に行うものとする。

(5) 監督職員の立会確認の結果、異物等が含まれると確認された再生砕石は、使用してはならない。

また、施工中において異物等が確認された場合には、「共通仕様書第1編2-1-3材料の試験及び検査」によるものとする。

(6) RC-40の単価は、2,150円/m<sup>3</sup>を想定しているが、「第8章1の8）骨材」に示す品質を担保した材料単価ではないため、調達した単価と著しく乖離する場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

(7) (2)に示す40km範囲内の再資源化施設に異物等を含まない再生砕石がない場合、(4)及び(5)において監督職員の承諾が得られない場合、(6)において新材砕石よりRC-40が高価となる場合は、管体基礎工に新材砕石を使用するものとする。

(8) 新材砕石を使用する場合は、再生砕石が使用できない理由をまとめた資料・写真を整理し、監督職員に提出することとする。

13. 有価物受入地について

特別仕様書第9章14. に示す有価物受入地までの距離は、仮設ヤードから6.2kmを見込んでいる。

14. 歩掛調査の追加について

特別仕様書第13章(1)に示す歩掛調査に要する費用については、共通仮設費の技術管理費（積上げ）として、以下の費用（税抜き）を見込んでいる。

<u>調査工種・項目</u>	<u>歩掛調査費（円）</u>
<u>人力土工（盛土・埋戻）</u>	<u>32,000</u>
<u>土砂等運搬</u>	<u>83,100</u>
<u>埋戻工</u>	<u>130,000</u>

※下線部は変更箇所